

3 定款変更時に提出する書類及び書式例

定款の変更は、定款で定めるところにより、社員総会の議決を経なければなりません。（法第25条第1項）

また、下記①から⑩に関する事項については、所轄庁の認証を受けなければその効力を生じません。（法第25条第3項）

【認証が必要な事項】

- ① 目的
- ② 名称
- ③ 特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- ④ 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限り。）
- ⑤ 社員の資格の得喪に関する事項
- ⑥ 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
- ⑦ 会議に関する事項
- ⑧ その他の事業を行う場合における、その種類、当該その他の事業に関する事項
- ⑨ 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限り。）
- ⑩ 定款の変更に関する事項

所轄庁は、定款変更の認証申請があったときは、設立の認証申請を受理したときと同様に、公告、2か月間の縦覧後、申請書を受理した日から4か月以内に、認証・不認証の決定を行います。（法第25条第5項で準用する法第10条第2項、第12条）

所轄庁変更を伴わない事務所の所在地の変更や役員の定数の変更などの下記の①～⑧に掲げる事項のみに係る変更の場合には、**所轄庁の認証は不要ですが、定款変更後に所轄庁への届け出が必要です。**

【届出のみの事項】

- ① 主たる事務所及びその他の事務所の所在地の変更（所轄庁の変更を伴わない場合に限り。）
- ② 役員の定数の変更
- ③ 資産に関する事項の変更
- ④ 会計に関する事項の変更
- ⑤ 事業年度の変更
- ⑥ 解散に関する変更（残余財産の処分に関する事項を除く。）
- ⑦ **公告の方法の変更**
- ⑧ 法第11条第1項各号にない事項（合併に関する事項、職員に関する事項、賛助会員、顧問等に関する事項等。）

また、定款変更について所轄庁の認証を受けた後、法第30条の規定による閲覧又は謄写の用に供するため、変更後の定款等を所轄庁へ提出しなければなりません。

1－（１）定款変更届出時に提出する書類（法第25条第6項、条例第8条）

提出書類（届出用）		提出部数	掲載頁
定款変更届出書（別記第5号様式）		1部	35
添付書類	1 定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本	1部	52
	2 変更後の定款	3部	—

1－（２）定款の変更の登記をした場合に提出する書類（法第25条第7項、条例第12条）

提出書類（閲覧又は謄写用）		提出部数	掲載頁
定款の変更の登記完了提出書（別記第5号様式の2）		1部	61
定款の変更登記をしたことを証する登記事項証明書		1部	—
登記事項証明書の写し		2部	—

2－（１）定款変更認証申請時に提出する書類（法第25条第4項、第26条、条例第7条）

提出書類（申請用）		提出部数	掲載頁
定款変更認証申請書（別記第4号様式）		1部	36
添付書類	1 定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本	1部	52
	2 変更後の定款	3部	—
	※以下、3～7は該当がある場合に提出する書類。		
	3 定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書 ※ 事業の変更を伴う定款の変更である場合に限り、提出する。	3部	53
	4 定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の活動予算書 ※ 事業の変更を伴う定款の変更である場合に限り、提出する。	3部	54
	5 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿） （注）所轄庁の変更を伴う定款の変更である場合に限り、提出する。	3部	58
	6 確認書 （注）所轄庁の変更を伴う定款の変更である場合に限り、提出する。	1部	59
7 前事業年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿及び前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の名簿 （設立後これらの書類が作成されるまでの間は、設立初年度及び翌年度の事業計画書及び活動予算書並びに設立の時の財産目録） （注）所轄庁の変更を伴う定款の変更である場合に限り、提出する。	各1部	4、5、9、14、20、21	

※上記の提出書類に補正が必要な場合の提出書類（誤字又は脱字等の軽微なものに限ります。）
補正書（45項を参照）

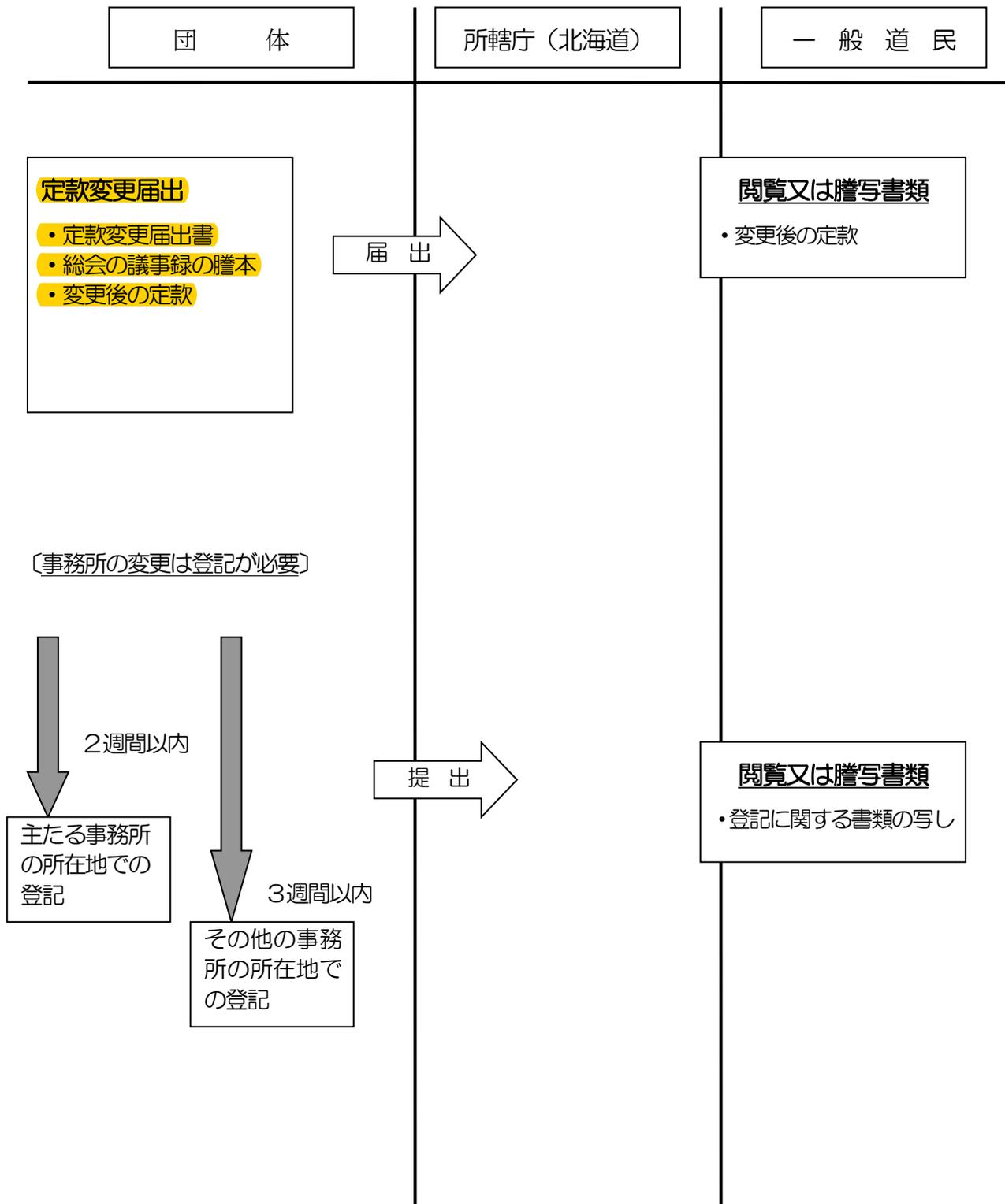
※ **事業の変更とは**、「特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類（法第11条第1項第3号）」、「その他の事業の種類その他、当該その他の事業に関する事項（法第11条第1項第11号）」に係る変更（法第25条第4項）のことです。

事業の変更（追加・縮小を含む）を伴う定款変更の場合、所轄庁は、設立時と同様に慎重に審査を行う必要があります。「事業計画書」及び「活動予算書」については、団体の活動状況を判断する上で重要な書類であることから、設立時と同様に2事業年度の書類が申請書類として求められています。

2－（２）定款変更認証後提出する書類（法第30条、条例第12条）

提出書類（閲覧又は謄写用）		提出部数	掲載頁
定款変更に関する閲覧及び謄写の用に供する書類提出書（別記第5号様式の4）		1部	62
定款の変更の認証に係る変更後の定款		2部	—
定款の変更の認証に係る認証書の写し		2部	—

※ 定款変更の届出のみが必要な場合の流れ



（注）定款変更の届出のみが必要な変更とは、30頁のとおりです。

〈記 載 例〉

別記第5号様式（第2条関係）

年 月 日

北海道知事 様

特定非営利活動法人の名称
 代表者の氏名
 電話番号

印

定 款 変 更 届 出 書

次のとおり定款を変更したので、特定非営利活動促進法第25条第6項（第52条第1項により読み替えて適用する同法第25条第6項・第62条において準用する同法第52条第1項により読み替えて適用する同法第25条第6項）の規定により、届け出ます。

記

1 変更の内容

(1) 主たる事務所の所在地の変更（第2条）

変 更 後	変 更 前
(事務所) 第2条 この法人は、主たる事務所を北海道 〇〇市に置く。	(事務所) 第2条 この法人は、主たる事務所を北海道 △△町に置く。

(2) 変更年月日

平成〇〇年〇〇月〇〇日

2 変更の理由

法人の活動を広げるため、主たる事務所を移転した。

(備考)

- 上記1には、変更した定款の条文等について、変更後と変更前の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載し、併せて、変更した時期を記載すること。
- 届出書には、次に掲げる書類を添付すること。
 - 定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本（法第25条第6項）〔1部〕
 - 変更後の定款（法第25条第6項）〔3部〕（特定非営利活動促進法施行条例第12条第1項の表の第4号。ただし、法第52条第1項の規定により非所轄法人が提出する場合にあっては、1部。）
- 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人が法第52条第1項又は法第62条において準用する法第52条第1項の規定に基づき、知事以外の関係知事に提出する場合には、提出先の各都府県が定めるところによること。

